

納骨所 Q&A

Q 独り身なので、私（申込者）が死んだ後、受け継ぐ人がいない場合どうなるのですか。（納骨したお骨はどうなるのですか）

A 納骨所は石のお墓と同じように名義人となる方が必要となります。受け継ぐ人がいない場合、永代に納骨して神戸別院がお護りする「安穩壇」へ移骨することができます。

Q 納骨所にお骨以外のもの（過去帳や故人の写真、個人ゆかりのもの）を入れても良いでしょうか。

A お骨について神戸別院は管理側として納骨届をご提出いただく必要がありますが、お骨以外のものについては特に届出をいただいております。

Q お骨は何体納めることができますか。

A 納める骨壺の大きさは名義人が決めることができます。骨壺の大きさにより納まりは変わってきます。

Q 納骨所を申し込むので、法事や葬儀を神戸別院にお願いしたいのですが。

A おつきあいのあるお寺がある場合、そのお寺のご住職とご相談いただいた後であれば、神戸別院でお勤めさせていただくことも可能です。

Q お参りに来的时候は、事務所に声をかけないといけないのでしょうか。

A 事務所へ寄らず直接納骨所へお参りいただくことができます。

Q お参りは何時から何時まで可能でしょうか。

A 神戸別院は、午前7時の朝のお勤め前に開錠し午後5時過ぎに施錠しますので、その間はいつでもお参りいただけます。
神戸別院の僧侶が読経する場合は、午前9時から午後4時まで2階事務所へお申し込みください。

Q 兄弟に合鍵を渡したいのですが、作っていただくことはできますか。

A 鍵を作る経費を別途いただくこととなりますが可能です。

Q 使用を始めてから、区画の変更（普通区画→小型区画・普通区画→安納壇・小型区画→安納壇）はできますか。

A 屋内納骨所（普通区画・小型区画）を使用されている方は、返還いただいた場合、永代納骨（安納壇）へ移骨することはできます。
納骨所を受け継いでくれる方がいない場合に、永代納骨に変更することができるものです。